

品目横断的政策に関する提言(要旨)

平成17年10月12日
(社)日本農業法人協会

<これまで>

われわれ農業法人は規模拡大を図る等、経営体質を強化

<基本計画>

担い手への施策の集中的・重点的な実施を明記

<外部経営環境の変化>

WTO、FTA、国際競争の激化、農産物価格の低迷等

専門的経営体が経営を発展しうる、
日本農業の体質強化を図りうる、
真の担い手育成につながる「経営安定対策」の実施を

国民の理解

新たな品目横断的政策の実現

1. 「選択」と「集中」が必要
2. 担い手が経営の安定を確保できる仕組み
3. 「日本型直接支払」の仕組み

担い手に施策を集中化・重点化
生産の効率化、生産性向上の努力を発揮
農業構造の改革、担い手に農地集積、食料自給率の向上

具体的な制度

1. 対象経営
面積要件は真の担い手育成につながるように
中山間地域等には特例要件を
集落営農は一元的経理、経営成立、法人化予定を
生産組織は主体性、出荷・販売の形態等を要件に
2. 支払の仕組み
農地集積面積をその翌年度から直接支払額に反映
3. 財政負担
担い手自ら、施策の持つ役割を説明

その他の検討事項

1. 部門専門的経営への対応
野菜・果樹・畜産等にもバランスのとれた施策を
2. 農業生産環境施策との関連づけ
一定の営農規範等に合致する取組みへの支援を
3. その他経営安定のための諸施策
技術力向上、中長期の土地利用の安定的な確保